

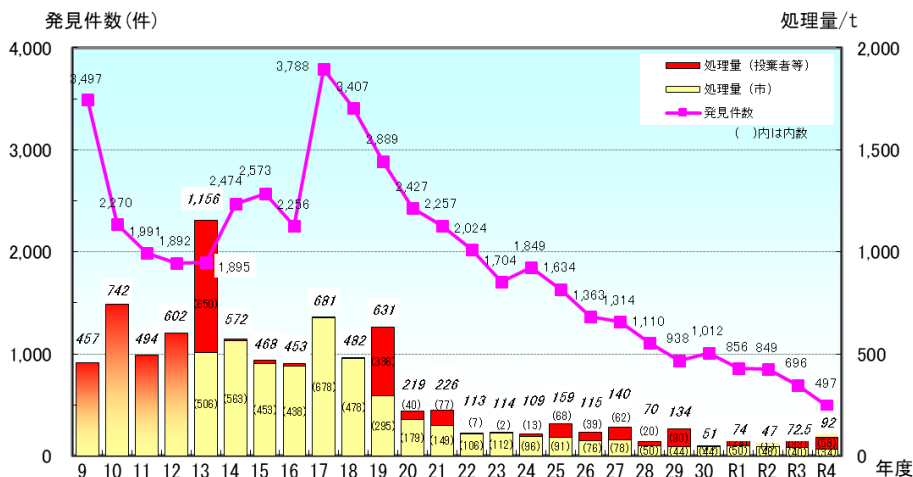
ごみの不法投棄は犯罪です!

家庭や事業所から出たごみ(廃棄物)は、出した人が「ごみ出しルール」や「廃棄物処理法」に従って、適正に処理することが必要です。しかし、ごみを山や空き地などに捨てる「不法投棄」が後を絶たず、環境に大きな影響を与えています。

本市では不法投棄に対し、「捨て得は許さない」との考え方で、監視カメラ設置や通報員制度などの取組みを行うとともに、警察と連携して摘発を進めています。

このため、市民の皆さんには不法投棄を発見した際の通報等の協力をお願いします。

◆北九州市における不法投棄の状況



不法投棄の罰則

5年以下の懲役又は
1千万以下の罰金、又は
これらの併科
さらに法人の場合は、
3億円以下の罰金

※平成13年度の「処理量(投棄者等)」のうち640トン、1件の産業廃棄物不法投棄事件によるもの

◆最近の不法投棄事例

	<p>不法投棄防止監視カメラの映像</p> <p>車のトランクに積んでいたごみを不法投棄</p> <p>罰金 40万円</p>		<p>店舗から出たごみ(事業系一般廃棄物)を駐車場に不法投棄</p> <p>罰金 30万円</p>
	<p>業者によるがれき類の不法投棄</p> <p>法人:罰金 200万円 個人:執行猶予 3年 罰金 50万円</p>		<p>引っ越しごみを道路脇に不法投棄</p> <p>罰金 50万円</p>

◆「ごみ」を不法投棄しているところを見かけたとき

- ・警察(110番)に場所、実行者、車両番号等を通報し、産業廃棄物対策課(582-2177)にも連絡下さい
※危険ですので、実行者に直接、注意等はしないでください。

◆不法投棄された「ごみ」を見つけたとき

- ・家庭ごみなど小規模の場合、各環境センターに「場所、物、量」等を伝えてください。
新門司環境センター:481-7053 日明環境センター:571-4481 皇后崎環境センター:631-5337
- ・産業廃棄物など大量の場合、産業廃棄物対策課(582-2177)に「場所、物、量」等を伝えてください。
※私有地での不法投棄物の撤去は、投棄者不明の場合、基本的に所有者・管理者が行うことになります。